

令和5年11月6日
国土交通省関東地方整備局
総務部

指名停止措置について

関東地方整備局は、株式会社兵藤工務店（所在地 群馬県渋川市）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

契約課 課長 佐野 幸雄 （内線：2511）

契約課 課長補佐 西原 弘之 （内線：2517）

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
株式会社兵藤工務店	群馬県渋川市中郷442番地

2. 指名停止措置期間

令和5年11月6日から令和5年12月5日まで（1ヵ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者は、同社加工場において、無資格の従業員がフォークリフトを運転して木材の積荷の荷下ろしを行った際、積荷が落下し、労働者が積荷の下敷きになり死亡する事故を発生させた。

この件について、同社及び同社使用人は、労働安全衛生法違反により前橋簡易裁判所から略式命令を受け、罰金刑が確定した。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が労働安全衛生法違反により罰金刑を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内